

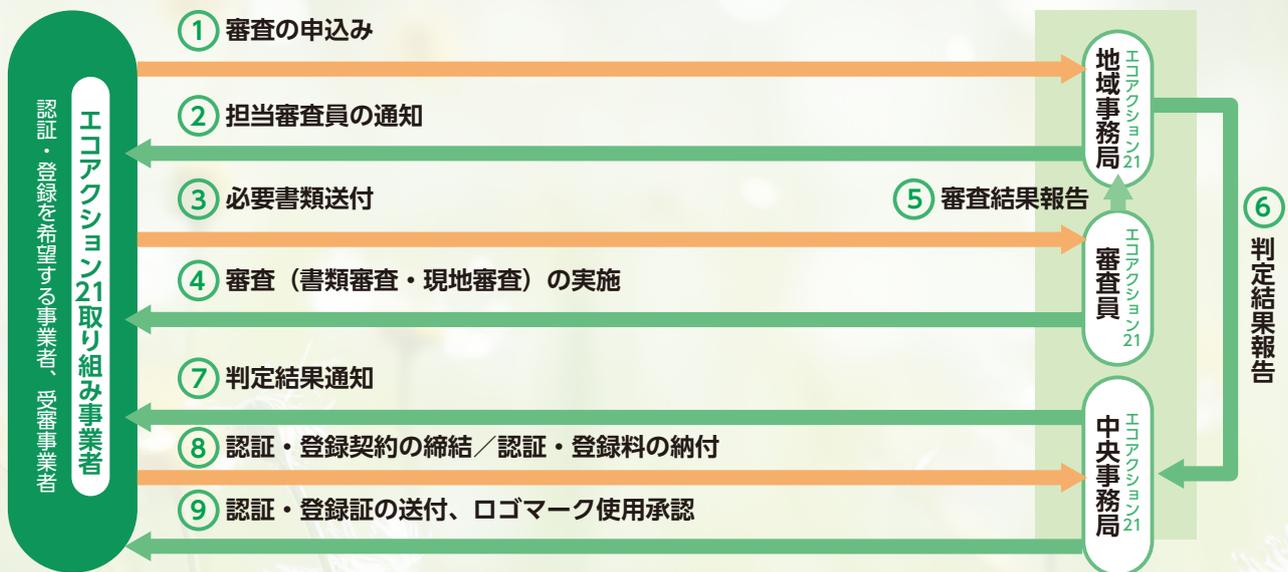


環境GS認定制度からエコアクション21へステップアップしませんか？

環境マネジメントシステム「エコアクション21」は、中小事業者の環境経営への取組を推進するため、環境省主導でスタートした日本独自の認証・登録制度です。国際標準化機構のISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。この環境経営システムを構築、運用、維持することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営面でも効果があります。全国で既に7,491社が、群馬県内でも256社が認証を取得しています。(令和6年2月1日現在)

エコアクション21取得の流れ

エコアクション21を企業で実施する際の主な流れは、以下のとおりです。



出典：エコアクション21中央事務局ウェブサイト (<https://www.ea21.jp/starter/flow/>)

エコアクション21認証・登録支援事業について

群馬県では、エコアクション21地域事務局と共同し、エコアクション21認証・登録支援事業を実施しています。この事業では、エコアクション21認証・登録に向けた集合コンサルティングを無料で実施し、県内事業者のエコアクション21の登録を支援しています。集合コンサルティングでは、登録に向けた企業内での取り組み方について、エコアクション21審査員から、直接アドバイスを受けることができます。令和6年度は、4月に認証・登録支援事業の事前説明会を実施し、7月末まで申込みを受け付けます。事前説明会のチラシを同封いたしますので、是非ご参加ください。

広告

建設プロダクト



群馬県前橋市古市町118 〒371-0844
TEL.027-290-1800(代) FAX.027-290-1896
ヤマトホームページ <http://www.yamato-se.co.jp/>

ただ捨てていた温排水…

お金にもエコにもなるって知ってました？



流下液膜式熱回収装置 リカロ+
温排水から熱エネルギーを回収し、燃料費やCO2の削減に役立ちます。既設の設備への設置も簡単。効果もすぐに実感いただけます。



ぬるいから、捨てていた。

今アツいから、

捨てられない。

株式会社スイシン
SUISHIN Co.,LTD

群馬県高崎市新町2159-5 TEL:0274-42-8371 URL:<https://ew-suishin.com/>

※広告内容については、直接広告スポンサーへお問い合わせください。

※広告掲載を希望する方は、群馬県環境政策課 (TEL:027-226-2821) へお問い合わせください。

脱炭素に向けたカーボンフットプリントの取組について

カーボンニュートラル実現のためには、個々の企業の取組に加え、サプライチェーン全体での温室効果ガス(GHG)削減が重要です。そのため、脱炭素・低炭素製品(グリーン製品)が選択されるような市場創出が必要で、その基盤として製品単位の排出量(カーボンフットプリント:CFP)を見える化する仕組みへの関心が高まっています。

本稿ではCFPへの取組を検討する際の入り口として、昨年5月に経済産業省・環境省が策定・公表した「カーボンフットプリントガイドライン」の別冊「CFP実践ガイド」をもとに、CFPの概要を紹介します。

1. CFPとは何か

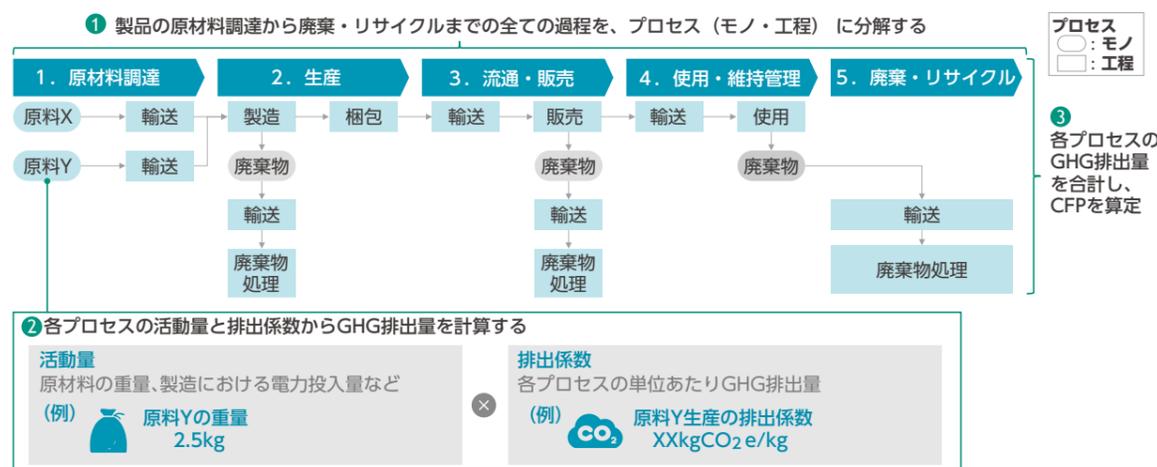
CFPの定義と概念については、実践ガイド第1章のコラムにわかりやすく示されています。

【コラム】CFPの概念の確認「CFPとは何か、どのように算定するのか」

CFPは製品のライフサイクル(原材料調達、生産、流通・販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクル)におけるGHG排出量をCO₂量に換算し表示するものです。以下の流れで算定します。

- ① 算定対象製品のライフサイクルをプロセスに分解する(モノ(原材料など)、工程(生産工程、輸送工程など))
- ② 各プロセスのGHG排出量(=活動量×排出係数)を算定する
- ③ 全プロセスのGHG排出量を合計する

図1
CFPの算定の仕方



2. 具体的な取組方法

(1)CFP検討のステップ

CFPは【算定】⇒【表示・開示】⇒【削減対策の実施に向けて】というステップで進めます。

【算定】においては、①算定方針の検討、②算定範囲の設定、③CFPの算定

【表示・開示】においては、①表示・開示に向けた準備、②表示・開示の実施

【削減対策の実施に向けて】においては、①削減目標の設定、②削減対策の検討という流れとなります。

(2)算定方針の検討

まずは算定方針の検討において、①目的、②対象とする製品・ライフサイクルステージ、③参照規格・ガイドラインを決めます。

①目的

CFPの目的には、公共調達や規制、金融市場からの要求、顧客のグリーン調達や開示・削減要請などへの対応から、脱炭素に関する企業ブランディングや製品マーケティングなど様々あり、目的により算定で満たす要件が異なります。

②対象製品・ライフステージの選定

目的を踏まえ、総排出量が多い製品や看板商品など算定によるインパクトが大きい製品や、プロセスが簡易であるなど算定工数が比較的少ないと想定されるものなどから選定します。最初は少ない製品でCFP算定プロセスなどを理解し、その後に算定対象製品を拡大する方が効率的に進められます。

ライフステージは、最終製品(B2C)の場合は製品原材料調達から廃棄・リサイクルまで(Cradle to Grave)、中間製品(B2B)の場合は製品の原材料調達から製造(出荷)まで(Cradle to Gate)を基本とします。

③参照規格・ガイドライン

CFPに関する規格・ガイドラインには本ガイドラインの「CFPに関する取組指針」やISO14067:2018などがあります。規格・ガイドラインにある義務的事項(Shall)と推奨事項(Should)に完全に対応することを「準拠」といい、主要な義務的事項には対応しているが、全ての義務的事項・推奨事項には対応していない場合は「参照」といいます。「準拠」はハードルが高く、現時点では「参照」が現実的かつ一般的です。

(3)算定範囲の設定、CFPの算定

①バウンダリーの設定(ライフサイクルフロー図の作成)

ライフサイクルフロー図(前頁コラムの図参照)を作成することで、対象製品のGHG排出源を網羅的に洗い出すとともに、算定の対象範囲を明確にします。

②カットオフ基準の検討

算定対象の全てのプロセスを捕捉するのが理想ですが、CFPへの影響が小さく、かつ算定が難しいプロセスはカットオフする(算定しない)ことができます。

③算定ルールの設定・算定手順書の作成

具体的な算定のルールを決め、算定手順書を社内の情報共有用として作成します(対外公表は不要)。

④算定ツールの用意・データの入力

算定用アプリや表計算ソフトを使った算定シートなどを用意し、プロセスごとの活動量と排出係数を入力してCFPを計算します。対外公表は不要なので社外秘情報も含めて具体的に記載し、担当者以外にもわかりやすい記載にします。

(4)表示・開示

①表示・開示に向けた準備

表示・開示に関するルールを確認します。製品パッケージやカタログなどに表示・開示する場合は、算定の透明性を担保するために、補足情報としてCFP算定報告書をQRコードなどで表示しましょう。報告書は20の記載項目が定められていますが、情報の秘匿性を考慮し、必要に応じて選択することが認められています。

②表示・開示の実施

発信ツールとしては自社ツール(プレスリリースやウェブサイト、報告書など)、製品表示(パッケージ表示、店頭POPなど)、メディア(TV、新聞・雑誌、SNSなど)などがあります。それらのツールと訴求対象(ターゲット)・訴求内容の効果的な組み合わせ、タイミングを検討し、実行します。

(5)削減対策の実施に向けて

CFPに取り組むことで製品ごとのGHG排出量を包括的かつ詳細に把握することができます。大きな排出源が定量的に分かるため、効率的に削減対策の検討・推進を行えるとともに、削減が進んだ際にはその効果を消費者・顧客に訴求することも可能になります。

【参照先】

「カーボンフットプリントガイドライン」<https://www.env.go.jp/content/000124385.pdf>

「カーボンフットプリントガイドライン(別冊)CFP実践ガイド」

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/20230526_4.pdf

GS事業者の横顔

川島美術印刷株式会社



認定番号 283064
 住所 伊勢崎市中町760
 電話番号 0270-25-8111
 従業員数 28名
 事業内容 オフセット印刷業
 代表者 代表取締役 川島 和美
 GSマネージャー 川島 輝之
 GSサブマネージャー 高橋 克行

わが社の一押し

弊社は明治43年創業、今年で113年目を迎えました。明治から現在に至るまで地元の皆様に支えられ、印刷業を営んでまいりました。長い時間の中で培われた印刷技術を駆使し、お客様にご満足いただける印刷物を今後も提供してまいります。時代の変遷と共にお客様の多様なニーズにお応えし、環境負荷低減にも配慮しつつ、現代・未来に求められる印刷会社を目指して努力してまいります。

現場からひとこと

環境GSの認定を頂き8年目となります。太陽光発電システム、デマンド監視装置、省エネ機器への交換、5S活動など、環境負荷低減に取り組んでまいりました。社員一人一人がCO₂削減、カーボンニュートラルについて自分事としてとらえ、今後も環境保全活動に取り組んでまいります。

株式会社石関工務店



認定番号 200595
 住所 渋川市吹屋577-1
 電話番号 0279-23-1086
 従業員数 17名
 事業内容 総合建設業
 代表者 代表取締役 石関 和仁
 GSマネージャー 池田 光二
 GSサブマネージャー 柳井 楨

わが社の一押し

「現場での、ものづくり」の仕事です。道路や学校をはじめとして、その地域に必要とされるものを作ってきました。これは今後も変わらぬ姿勢です。また、降雪時や大雨災害時は、地元企業としていち早く現場に駆けつけることを心掛け「地域を守る活動」を続けています。

現場からひとこと

環境GS認定を取得し16年目となりました。照明をLEDへ交換、エアコンの温度設定管理、コピー用紙の再利用、ペーパーレス化、エコドライブによるCO₂削減、廃棄物の分別による削減等に全社員で取組み、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

有限会社今井鉄工所



認定番号 283056
 住所 前橋市鳥取町158-2
 電話番号 027-269-1035
 従業員数 60名
 事業内容 自動車部品の加工
 代表者 代表取締役 今井 敏夫
 GSマネージャー 今泉 智明
 GSサブマネージャー 今井 るり子
 GSサブマネージャー 今井 彩華

わが社の一押し

弊社は1957年に創立し、自動車部品加工メーカーとして今年で68年目を迎えました。スバルグループの一員として自動車機能部品のNC・MC加工、研削加工を行い、高品質管理のもと、迅速で柔軟な加工を可能としています。その中で常に最高の加工技術を追求し、製造領域の拡大と品質の向上に全従業員が自信を持って取り組んでおり、お客様に確かな品質をお届けすることが当社の誇り、そして喜びでもあります。環境経営という視点から環境にやさしい企業、地域と共存できる企業を目指し、脱炭素社会の実現、エネルギーの有効利用、廃棄物の削減処理を適切に行い環境関連法令を遵守し、環境保全活動に努めております。

現場からひとこと

環境GS活動を取得してから8年目。職場では「EA21」活動も定着しており、従業員一人一人が常に環境改善を意識し、省エネ、廃棄物等の削減等に取り組んでおります。そして環境GS活動は地域社会の一員として環境に配慮した取組を続けてまいります。

三笠産業株式会社館林工場



認定番号 221339
 住所 館林市近藤町178
 電話番号 0276-73-1221
 従業員数 54名
 事業内容 小型建設機器製造
 代表者 代表取締役 十九浦 亜起
 GSマネージャー 須原 勇児

わが社の一押し

三笠産業は創業以来、建設関連業界の一翼を担い、社会資本整備実現を理念に地歩を固めてまいりました。お陰様をもちまして現在、小型締め締め機械の分野において国内で70%強のシェアを持ち、北米・欧州の市場でも高いシェアを有する企業に成長することができました。MIKASA ブランドが、今まで以上に多くの国、たくさんの人々に使われ、それが社会資本整備につながっていくことを目指し、私たちはこれからも努力を続けてまいります。

現場からひとこと

2011年に環境GSを取得し、継続14年目となりました。これまでの活動として「排出ごみの分別細分化」「省電力機械の導入」「デマンドを利用した電力のピークカット」「照明のLED化」等に取り組む、地球環境にやさしいモノづくりを積極的に進めてまいりました。経営と目標の一体化が求められる昨今に有って、限りある資源を有効活用する為に、現在は生産性の向上を目標として掲げています。今後も環境負荷の軽減を考えたモノづくりを目指してまいります。

**環境GS
推進員**

今回は、
加藤 光明 さん
からのアドバイスです。



データから見えてくる、省エネの入口（省エネ診断）

環境GS認定事業者の皆さん、こんにちは。環境GS推進員の加藤です。今回は、皆さんが毎年更新しているデータから「じっくり見ると省エネの入口が見えてくる」話をしたいと思います。個々の事業者さんに提出して頂いたデータの解析結果を紹介するので、皆さんの省エネ対策の参考にして頂ければと思います。

図1は、各事業者の従業員数のヒストグラムです。実際は積算した事業者数の割合で、右縦軸を見て下さい。従業員数2～10人の事業者が多く、全体の約40%になります。一目で100人までの事業者が多いのが分かります。100人までの事業者は、累計で90%になります。この範囲の事業者の省エネが、重要であることが理解いただけるとと思います。中小の事業者は、人材不足等により、省エネについて消極的な傾向がありますが、群馬県は、中小事業者の省エネが進まない、全体も進まないのです。私たち環境GS推進員、省エネ診断員、事務局、そして県の環境政策課も支援を行う必要を実感しています。負担なしで支援相談を受けられますので、是非一報を下さい。

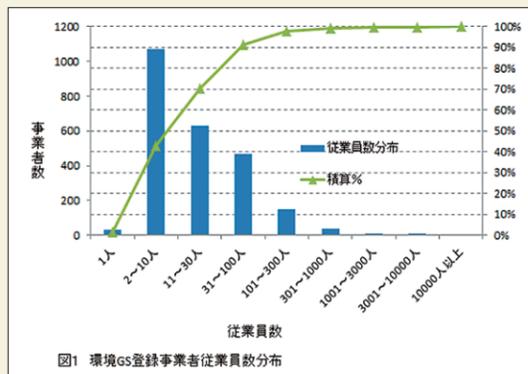
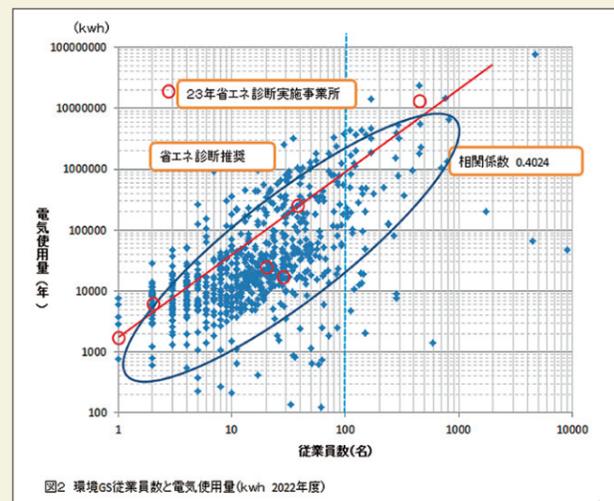


図2は、従業員数と電気使用量の散布図（対数目盛）です。相関係数は0.4024で相関有と判定する事が出来ます。事業者数の多い100人のところに縦軸のラインを入れました。このグラフにあなたの事業所の電気使用量をプロットすると、おおよそですが、従業員数に対して、電気使用量が多いか少ないか判定することが出来ます。参考として、任意に赤で実線を追加しましたが、この赤線より上振れしている場合は、省エネ診断を強く勧めさせて頂きます。赤丸で示しましたポイントは2023年に省エネ診断を行った事業者です。ほぼ、任意の赤線に直近していました。診断事業者の中で下振れしている事業者は、電気量は多くないのですが、他のデータを観察すると、化石燃料、特にガソリンの使用量が多い事が解りました。診断員からの提案では、「ガソリン車のエコドライブの実践が、より大きな効果が得られる」となりました。ガソリン・軽油・重油・灯油の使用量の合計が、



10000Lを超える場合も、省エネ診断を勧めさせて頂きます。

この様に、データを整理し省エネ診断を実施すると、具体的な効率の良い省エネ対策が浮かんできます。群馬県地球温暖化防止活動推進センター（TEL027-289-5944）では、皆さんの一報をお待ちしています。

追伸 大手の方はここまで読まれて、自社には関係ないと思いませんか？大手各社は、サプライヤーチェーンが形成されていて、多くの中小事業者さんと取引をされていると思います。SBT等の関係もあり、サプライヤーチェーン各社の省エネは必須のものです。推進センターと協力して、関連する中小事業者さんの省エネを進めませんか。連絡をお待ちしています。

補助金を使って設備更新・導入を～補助金の活用方法～その35

はじめに

「補助金を使って設備更新・導入を～補助金の活用方法～その35」をお届けします。今回は「令和5年度補正予算」を中心に、国や群馬県の予算の中で注目しておきたい補助金についてお知らせいたします。ここ最近「省力化」や「DX」「脱炭素化」といった分野への支援が強化されている傾向にあります。本記事内容は現時点における概要情報であり、変更となる可能性がある旨をご了承ください。詳細については、各事務局HPにてご確認ください。

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 第18回公募中【2024年3月27日締切】
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援。

類型	補助上限額	補助率
省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円	中小1/2、小規模・再生2/3、 (1,500万円までは1/2又は2/3、1,500万円超部分は1/3)
製品・サービス高付加価値枠 通常類型	750万円～1,250万円	中小1/2、小規模・再生2/3、 新型コロナ回復加速化特例2/3
製品・サービス高付加価値枠 成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円	2/3
グローバル枠	3,000万円	中小1/2、小規模2/3

※大幅賃上げ特例による上乘せ措置あり

- 中小企業省力化投資補助事業 公募時期未定※2024年2月時点
IoT、ロボット等の人不足解消に効果がある汎用製品をカタログに掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

類型	補助上限額（※）	補助率
省力化投資補助枠 （カタログ型）	従業員5名以下200万円 従業員6～20名500万円 従業員21名以上1,000万円	1/2

※賃上げ要件達成による補助上限引上げ措置あり

- 再エネ導入支援事業（群馬県令和6年当初予算（案）より） 公募時期未定※2024年2月時点
群馬県の高い太陽光発電ポテンシャルを生かし、脱炭素化とレジリエンス強化に向けた取組を後押しするため、中小企業者や個人が太陽光発電設備や蓄電池を導入する際の経費の一部を補助。

補助対象者	補助額
中小企業者	太陽光発電設備：5万円/kW 蓄電池：価格の1/3(上限6.3万円/kWh)
個人	太陽光発電設備：7万円/世帯(上限1kWまで) 蓄電池：価格の1/3(上限5.1万円/kWh)

補助金の相談窓口

補助金の相談は群馬県地球温暖化防止活動推進センター（TEL：027-289-5944）まで。事例に精通したGS推進員を派遣しますので、お気軽にご相談下さい。また下記サイトでは最新の補助金情報を掲載していますので、参考にして下さい。

「ミラサポplus」<https://mirasapo-plus.go.jp/>

文責：環境GS推進員 関誠 西山和孝



2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例では再生可能エネルギー設備の導入や各種計画書等の提出を義務付けています

県では、災害に強く、持続可能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例を制定しました。その中で、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの導入促進などを目的として、再生可能エネルギー設備の導入や各種計画書等の提出を義務付けています。

【計画書等の提出】 以下に該当する場合は期日までに計画書の提出をお願いします。

1 排出量削減計画 兼 再生可能エネルギー導入計画

対象 前年度の事業活動に伴うエネルギー消費量が原油換算で1500kl/年以上の事業者
内容 温室効果ガス排出削減目標、再生可能エネルギーの導入状況 等
令和6年度の提出期限 令和6年7月31日

2 自動車環境計画

対象 自動車の使用の位置を県内に登録している車両を100台以上保有する者
内容 自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減のために実施する措置 等
令和6年度の提出期限 令和6年7月31日

3 自動車通勤環境配慮計画

対象 県内に所在する事業所において常時雇用する従業員の数が1000人以上の者
内容 自動車通勤に伴う温室効果ガス排出量の削減のために実施する措置 等
令和6年度の提出期限 令和6年7月31日

4 特定建築物排出量削減計画 兼 再生可能エネルギー設備等導入計画

対象 延床面積2000㎡以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする者
内容 BEI値、再生可能エネルギー設備等の導入内容 等
提出期限 新築、増築又は改築にかかる工事着手予定日の21日前まで

【再生可能エネルギー設備の導入】

延床面積2000㎡以上の建築物を新築、増改築する者に再生可能エネルギー設備の導入を義務付けています。

〈提出先等〉

提出方法：所定の計画書をメールで提出してください。

提出先：ondanka@gunmafoodlosszero.onmicrosoft.com

問い合わせ先：群馬県グリーンイノベーション推進課 (TEL 027-226-2817)

※詳しくは県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/6605.html>) をご覧ください。

環境GS認定制度 令和5年度実績報告・令和6年度継続申請書の提出のお願い

令和6年4月1日より、「令和5年度実績報告・令和6年度継続申請書」の受付を開始します。提出方法は、原則 web フォームですが、やむを得ない場合は郵送での提出も可能です。詳細は、同封の通知または群馬県 HP 「環境GS認定制度 継続認定の申請について」 (<https://www.pref.gunma.jp/page/6569.html>) を御確認ください。

担当：群馬県 環境政策課 環境政策係 TEL：027-226-2821

編集・発行

群馬県環境政策課 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL：027-226-2821 FAX：027-223-0154

群馬県地球温暖化防止活動推進センター 〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7

TEL：027-289-5944 FAX：027-289-5945

